平成３０年（フ）第３９５号
京都市南区東九条河辺町１番地　グリーンハウス十条204
債務者　大路　美子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４３８号
京都府京田辺市田辺中央３丁目１番地20ハーベストヌフ303号室
債務者　金子　　彩
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４８３号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６　小栗栖北団地　第20号棟第504号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市高田町９番地１　15―404
債務者　請　　拓実
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４９８号
京都市南区久世高田町257番地の139
債務者　小西　景子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４１８号
大阪府富田林市富田林町８―21、住民票上の住所大阪市淀川区田川北３丁目３番35号ヴィラモンシャン　204号
債務者　ヒガ　文子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４２７号
堺市堺区宿院町西３丁３番15号　新和ビル302号
債務者　板垣　　潤
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４５１号
堺市南区桃山台１丁３番23―205号
債務者　中川亜由美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４６６号
堺市西区津久野町１丁４番28号　グリットハウス津久野702号
債務者　赤堀　亜紀
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７２号
堺市中区福田1084番地８　サンハイム北庄102号
債務者　酒蔵三平こと　藤原　軍二
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７３号
堺市中区福田1084番地８　サンハイム北庄102号
債務者　藤原　妙子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４８４号
堺市中区田園778番地　辻之荘101号
債務者　片岡　二郎
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
高知市高見町387番地１　松本マンション301
債務者　谷脇　　晃
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８２号
高知市南はりまや町１丁目３番３号　アゼリア南はりま301
債務者　福留さやか
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９７号
高知県香南市吉川町吉原56番地１　市営住宅西土居辻団地224号
債務者　松本　愛美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６号
山形県鶴岡市鼠ヶ関乙168番地16
債務者　齋藤　幸美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第１０号
山形県鶴岡市羽黒町松ケ岡字松ケ岡271番地武山方
債務者　菅原　絵美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部